～旭川市火災予防条例の一部を改正しました～
平成26年8月1日施行

多数の者が集合する催しで火気器具等を使用する場合、
消火器の準備が必要です。

「対象火気器具等」とは

火を使用する器具及び使用に際し，火災の発生のおそれのある器具であって，次のものを使用する器具等を指します。

・液体燃料（灯油・ガソリンなど）
・固体燃料（炭・薪など）
・気体燃料（プロパンガスなど）
・電気が熱源であるもの

「消火器」は個々の露店ごとに準備してください

学校行事や町内会行事のように、周囲への延焼危険が少ない場合は、それぞれの対象火気器具等からの歩行距離が20メートル以下ごとに1個となるよう、消火器を配置することができます。

※　住宅用消火器やエアゾール式の簡易消火器ではなく、燃焼するものの特性に応じた消火器で、使用期限が経過していない消火器を　準備してください。

多数の者が集合する催しで
火気器具等を使用する露店等を開設する場合、
消防機関への届出が必要です。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで露店等を開設し、火気器具等を使用する場合は、事前に消防機関への届出が必要です（町内会のお祭りや、一般開放して行われる学校祭なども該当します。

「露店等の開設届出書」（旭川市火災予防規則様式第１９号の２）により届出してください。

１つの催しで複数の対象火気器具を使用する露店等を統括する者が一括して（１枚の様式で）提出してください。

家族や友人など、個人的な集まりでバーベキューなどをする場合、届出は不要ですが、消火器や水バケツを用意するなど万が一のための消火準備をした上で安全に配慮して実施してください。

旭川市消防本部

大規模な催しを「指定催し」に指定します。

指定の区域において、露店等の数が100を超える大規模な催しで、次の事項に該当するかどうかを踏まえ、総合的に判断して、消防長が指定しています。

① 火災等が発生した場合に避難が容易にできないこと。

② 初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれが大きいこと。

③ 消防隊の進入が困難であるため、主催する者による初期消火が不可欠であること。

「指定催し」として指定されたことがあるものは次のとおりです。

（令和７年現在）

① 永山神社祭典臨時露店出店　② 北海道護国神社祭　③ 上川神社祭

「指定催し」の主催者は、次のことを行う必要があります。

□ 防火担当者の選任　□ 火災予防上必要な業務に関する計画の提出

□ 火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び業務従事の指示

「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」（旭川市火災予防規則様式第４号の２）により、開催14日前までに提出してください。

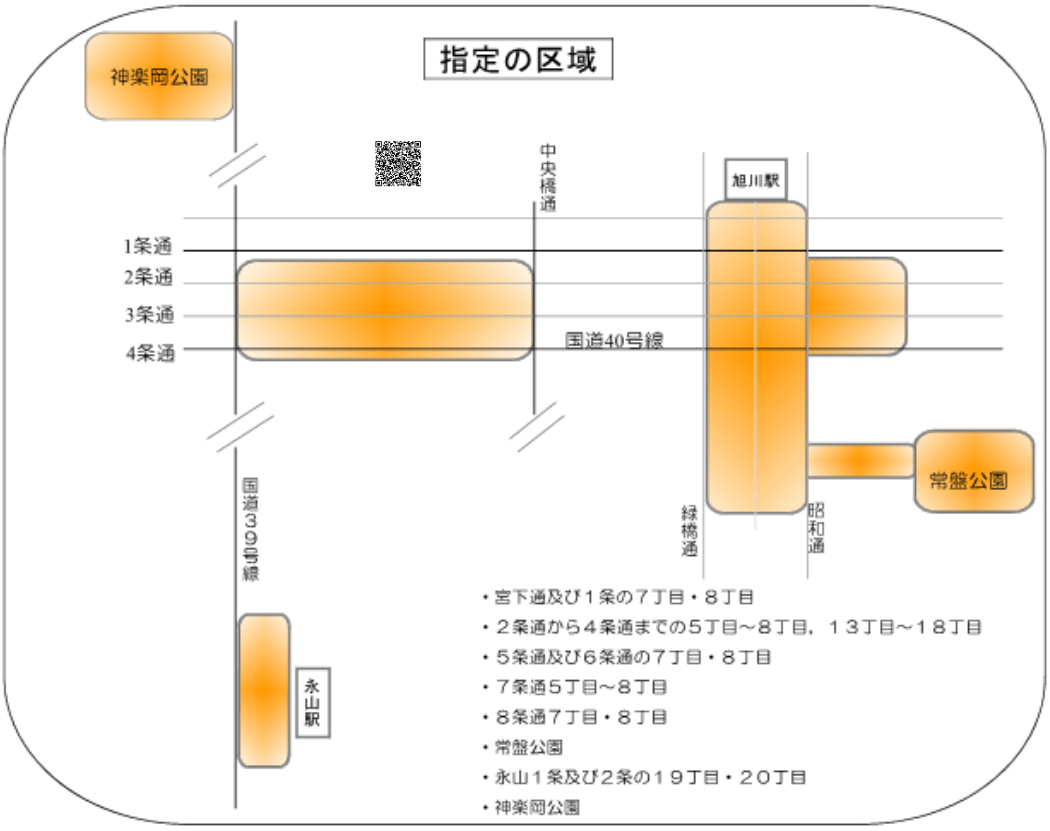

詳しくは、最寄りの消防機関へお問合せいただくか、旭川市消防本部予防課のホームページを御覧ください。

URL：https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kanri/syozoku/syozokuarea/d055506.html

【お問合せ先】

〒078-8367　旭川市東光27条8丁目　旭川市総合防災センター３階　旭川市消防本部予防課

電話:0166-74-3584　FAX:0166-33-1191　メール:yoboshido@city.Asahikawa.lg.jp(代表)

予防課ホームページ

旭川市消防本部